「嵐山町子育て世帯等転入奨励事業」申請期間のご案内

▼問合せ　地域支援課　☎62－2152

本事業は今年度で終了となります。予算の範囲内での交付となります。予めご了承ください。

申請期限　12月27日(金)まで

助成対象　平成26年4月1日以降に嵐山町に住宅を建築または取得し、定住の意思をもって町外から転入する方で、次のいずれかに該当する世帯
- 子育て世帯　●若者世帯

助成金額　基本額　新築…10万円
中古家屋…5万円
加算額　子ども一人につき　5万円

緊急地震速報訓練を行います

▼問合せ　地域支援課　☎62－2152

町では、防災行政無線を用いた全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急地震速報の訓練を行います。

実際の災害とお間違えのないようご注意ください。

実施日時　11月5日(火)　10時ごろ

注意事項　気象・地震活動等の状況によって放送を中止することがあります。

「嵐山まつり」でマイナンバーカードの申請受付を行います

▼問合せ　町民課　☎62－2154

11月3日(日)に開催される嵐山まつりの会場（福祉部会）でマイナンバーカードの申請を受け付けます。

申請用写真の無料撮影も行います。この機会にぜひお申し込みください。

プレゼントをご用意しています

当日申請いただいた方にはマイナちゃんグッズを差し上げます。ご家族そろってお申し込みください。ポケットティッシュ、風船、シールなど、かわいいマイナちゃんグッズを用意しています。

マイナンバーカードの活用方法が広がっています

顔写真付のマイナンバーカードは、公的な身分証明書なので、それ1枚で本人確認書類として使えます。

確定申告の際にも、本人確認が簡単にできます。また、令和2年度末から健康保険証としての利用も開始になる予定です。直前になると混み合いますので、早めのご準備をお願いします。

当日ご用意いただくもの

- 運転免許証などの本人確認書類
- 通知カード
- 個人番号カード交付申請書
（見つからない場合は申し出てください）

～ご注意ください～

マイナンバーカードは、当日お渡しできません。できあがるまでに1か月ほどかかります。カードができましたらご連絡します。役場まで受け取りにお越しください。

上の部分が通知カード　通知カードの下が交付申請書

住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できるようになります

▼問合せ　町民課　☎62－2154

11月5日(火)から住民票やマイナンバーカードに旧姓（旧氏）が併記できるようになります。旧姓（旧氏）が併記されることによって、旧姓が各種証明に使えるようになります。

こんな時に役立ちます

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます。

どうすれば併記できるようになるの

住民票に旧姓を併記するための請求手続が必要になります。マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

請求手続方法は

次の2つを持って町民課窓口で手続きしてください。
- 旧姓が記載されている戸籍謄本等
- マイナンバーカード（通知カード）

「旧氏」ってなに

「旧氏」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人の戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

※旧氏は1人に1つ付けられます

ご存知ですか　年金請求時のマイナンバー活用法

▼問合せ　年金ダイヤル　☎0570－05－1165

年金手続きの際にマイナンバーを記入することで、添付を省略できる書類があります。

○添付を省略できる書類
- 所得証明書
- 住民票（世帯全員分）
- 除票

老齢年金や遺族年金請求の際に、今まで必要としていた添付書類を簡素化することができます。

保険・年金・医療

保険が変わったら速やかに届出を

▼問合せ　町民課　☎62－2154

社会保険等の資格がなくなり国保に加入するときは、原則として14日以内に届け出が必要です。届け出の際は、前の**保険の喪失日がわかる証明書**と印鑑をお持ちください。

国保を脱退するときも届け出が必要です。届け出がないと**保険に二重加入**となり、**保険税を二重負担**することになります。社会保険に加入した場合は、**社会保険の保険証・国保の保険証**と印鑑をお持ちになり、国保脱退の手続をしてください。

年金のしくみについて

▼問合せ　川越年金事務所　☎049－242－2657

国民年金はみんなで支えあうシステムで、日本に住む20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入義務があります。

基礎年金の種類について

主に3つの柱で構成されます
- 老齢基礎年金
老後の暮らしをささえるもの。
- 障害基礎年金
病気やけがで障害が残ったとき、障害の程度に応じて支給されるもの。
- 遺族基礎年金
一家の働き手が亡くなったとき、子のある配偶者または子に支給されるもの。

基礎年金の受給について

65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を終身にわたって受け取ることができます。一定の受給要件がありますが、保険料を納めた期間が長いほど（上限は40年：480月）老後に受け取る年金額も多くなります。逆に、保険料を納めた期間が短ければ受け取る年金額も少なくなります。

ただし、受給には、大まかに次の①～⑤を合わせて10年以上になることが必要です。

①国民年金保険料を納めた期間
②国民年金保険料の免除や納付猶予、学生納付特例を受けた期間
③厚生年金、共済年金の加入期間
④前出の③加入者の扶養配偶者であった期間（第3号被保険者）
⑤海外在住期間等のうち任意加入しなかった期間（いわゆるカラ期間）

＊会社勤めなどで厚生年金に加入していた方はその期間分の「老齢厚生年金」が上乗せで支給されます。